

議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（報告）

（案）

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会

## 【資料 1】

## 【資料 1】

令和 6 年      月      日

大和市議会

議長      青木   正始   殿

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会  
委員長   井上   貢

議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（報告）（案）

令和 6 年 8 月 21 日に議会側から行政側に提出した要望書に対する行政側の対応等について、8 月 23 日に行政側により行われた記者会見及び 9 月 18 日の本委員会委員長及び 9 月 20 日の本委員会委員による一般質問等で明らかになった内容を別紙 1 のとおり整理し報告します。

## 【資料 1】

議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（報告）（案）

1・大木前市長・担当副市長（前・元職を含む）に対し、損害賠償請求をはじめ、民事・刑事両方の可能性を含め顧問弁護士と相談し、毅然とした対応をとることについて

令和6年8月23日の記者会見にて、大木前市長及び井上前副市長に対して、外部調査で認定された約1800万円と、調査にかかった費用として約400万円、計約2200万円の損害賠償請求を起こすとされた。

また、9月18日の一般質問答弁にて、損害賠償請求に関する今後の進め方について説明があり、地方自治法や本市予算決算会計規則の定めにとり、まずは、大木前市長及び井上前副市長に対し、賠償額を支払うよう納入通知書等を送付する予定であり、その後、指定した期限までの納入が確認できなかった場合には、同じく法や条例に基づいた督促を行い、それでもなお、納入が無かった場合には、地方自治法の規定に基づき議会に諮った上で裁判所へ訴えを提起していくことを念頭に、顧問弁護士と調整を進めているとの回答があった。

次に、一連のやり直し指示に関し、大木前市長らの刑事責任を問えるかについては、7月18日の全員協議会において、第三者調査の受託者である木村弁護士から「強いて言えば背任罪か」との発言があったとともに、市議会の調査特別委員会における議論の中では、強要罪などの可能性についての発言もあった。

そうした経緯等も踏まえ、これらの刑事責任について、行政側が顧問弁護士と検討した結果、刑法第247条の背任罪については、「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」を必要とする、いわゆる目的犯であるが、大木前市長及び井上前副市長に、そのような目的があったとは言えない。

また、刑法第223条の強要罪、第95条第2項の公務員に対する職務強要罪については、いずれも暴行、脅迫を用いることが成立要件とされており、第三者調査報告書からは、そのような事実を認定することは難しい。

そして、これらのいずれも、犯罪を行う意図を持って敢えて実行する故意犯であるところ、そのような意図はうかがえない。

以上のような見解が、顧問弁護士から示されており、大木前市長及び井上前副市長の刑事責任を追及することは困難であると考えているとの回答があった。

## 2・職員を守るため、ガバナンスを強化しコンプライアンス意識を高める新たな体制を構築することについて

8月23日の記者会見にて、10月1日にコンプライアンス推進課を総務部に新規設置すると発表された。

また、9月18日の一般質問答弁にて、報告書では、職員に向けた再発防止策として、ガバナンスを強化してコンプライアンス意識を高めるため、職員の教育、研修はもとより、職務権限や責任の明確化、また、市長の不適切な言動を発見した場合の情報共有や議会への情報提供の仕組みの検討、さらには、内部統制の取組が必要であるとの回答があった。

古谷田市長は、本市のガバナンスの強化を図るためには、市長や副市長をはじめとした職員等のコンプライアンスを推進し、万一問題が生じた場合には、速やかに対応し改善していくための体制を構築することが必要であると考え、これらを全庁的かつ一体的に取り組む組織として、総務部にコンプライアンス推進課を新設することとしたとのこと。

この新たな組織では、報告書を踏まえた再発防止策として、研修を通じた職員等の意識の醸成はもとより、職員のハラスメント対策のほか、内部通報制度に係る外部相談窓口や第三者機関の設置、内部統制に係る仕組みの導入などを検討しており、職員等が高い倫理観を持ち、市民や社会に信頼される市役所となるよう、適正な行政運営を図る体制の構築を進めていくとのこと。

## 3・市民への説明責任を果たすため、多様な広報を使用して今回の調査結果を公表することについて

9月18日の一般質問答弁にて、今回の調査結果を受け、古谷田市長は市民に対して、説明責任を果たしていくことが強く求められているものと考えているとのこと。

そのため、7月18日に、まず市民の代表である市議会議員に対し、全員協議会において調査結果を報告し、続けて臨時記者会見を通じて公表するとともに、

その終了後には、速やかに市のホームページにも、調査に至った経緯を含め、調査報告書や資料などを掲載したとのこと。

今後も、「広報やまと」や「やまとニュース」を始め、「市政情報PRボード」、「FMやまと」など、様々な広報媒体を活用して、多くの市民に情報が行き届くよう努めていきたいと考えているとの回答があった。

#### 4・新たに、こどもの城及びやまと公園の第三者調査を行うことについて

やまと公園とこどもの城の調査については、市議会からの要望書を受けて、行政側が実施に向けて検討を進め、9月18日に調査に係る費用の補正予算案が上程され、同月24日に総務常任委員会での審査を経て、同月26日の本会議にて可決されたことから、速やかに必要な手続を進め、第三者調査を実施すること。

#### 5・議案に関する資料は、わかりやすく詳細な資料を議員に提供することについて

市議会議長から市長への要望書提出時に小山副市長から、議会と相談しながらより丁寧な資料提供を検討すると回答があった。

9月20日の一般質問答弁にて、報告書に記載のあった工事に関する決算審議資料や進捗状況の報告に関する提言については、今後、市議会と調整しどのような情報が必要かを整理しながら、適切かつ有用な情報提供の在り方について検討していきたいと考えているとの回答があった。

#### 6・その他（要望書の記載内容以外）

##### （1）パワハラに関する当時の総務部長の答弁について

9月18日と20日の一般質問答弁にて、大木前市長からのパワーハラスメントについて、人事主管部局への相談は、実際になかったことから、その旨

を当時の総務部長が答弁しており、その答弁自体は虚偽ではなかったと考えている。

しかしながら、裁判において大木前市長によるパワーハラスメントとされる行為が事実認定されたことを踏まえると、職員は相談しづらかった状況にあったと推察される。今回のことを教訓に、職員が意見を発しやすい風通しの良い職場環境を構築し、市民の方を向いて、職員と共によりよい市民サービスを提供していける組織に変えていきたいと考えているとの回答があった。

## (2) 井上前副市長のFMやまと出演について

9月18日の一般質問答弁にて、令和4年11月の前副市長辞職等に関する調査特別委員会の調査報告において「大木市長・井上副市長のパワーハラスメントと思われる傾向により、長期間にわたり職場環境が著しく悪化している」と結論づけられており、令和5年7月の大木前市長と金子元副市長との裁判の結果においても大木前市長によるパワーハラスメントとされる行為が事実認定されている。

指摘のあった令和6年2月のFMやまとの番組に井上前副市長が出演したことについては、深く傷ついてしまった職員の気持ちを考えると、市長として辛く、心が痛むとのことであった。

FMやまとの放送内容を事前に確認することは、現実的にできないが、このことを教訓に、今後、FMやまとと情報の共有を図り、市民に愛されるコミュニティFMであり続けていただきたいと考えているとの回答があった。

以上